

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第二章 所得税法の特例	第二章 所得税法の特例
第一節 利子所得及び配当所得	第一節 利子所得及び配当所得
第8条の5（（確定申告を要しない配当所得等））関係	第8条の5（（確定申告を要しない配当所得等））関係
第六節 その他の特例	第六節 その他の特例
第41条の19の4（（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除））関係	第41条の19の4（（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除））関係
第8条の5（（確定申告を要しない配当所得等））関係	
<u>（確定申告を要しない配当所得等を有する者が決定等を受ける場合の上場株式配当等控除額の取扱い）</u>	（新 設）
<u>8の5－4 措置法第9条の3の2第3項（（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例））の規定の適用を受けた居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して行う措置法第8条の5第2項に規定する決定は、措置法第9条の3の2第6項の規定により読み替えて適用される法第120条第1項第5号（（確定所得申告））に規定する「上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額」を同号に規定する「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」に加算しないで行うことに留意する。</u>	
第41条の19の4（（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除））関係	第41条の19の4（（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除））関係
（税額控除等の順序）	（税額控除等の順序）
41の19の4－4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。	41の19の4－4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。
(1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税	(1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
(2) 法第92条の規定による配当控除	(2) 法第92条の規定による配当控除
(3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除	(3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
(4) 措置法第10条の2の規定による高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除	(4) 措置法第10条の2の規定による高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
(5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特	(5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特

別控除

- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第10条の5の5の規定による革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (14) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (19) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (20) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税額の軽減又は免除
- (21) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (22) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

別控除

- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第10条の5の5の規定による革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (14) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (19) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (20) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税額の軽減又は免除
- (新 設)
- (21) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

<u>附 則</u> <u>(経過的处理)</u> <u>この法令解释通達による改正後の取扱い、令和2年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。</u>	(新 設)
---	--------------